



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

エジプト：ムルスィー大統領による憲法宣言

新憲法の制定が遅れているため、エジプトでは、暫定的な憲法で国家が運営されている。2011年の政変後の3月、修正された憲法が国民投票で承認された。その後、議会選挙が行われ、憲法制定の作業が開始された、しかし、憲法制定の前に、大統領選挙が実施された。そのため、軍最高評議会は、憲法に相当する憲法宣言を行った。ムルスィー大統領は、大統領に就任後、軍の憲法宣言を破棄して自分で憲法宣言を出した。また憲法最高裁判所は、憲法の解釈に基づき、議会選挙の無効を宣言するなど、憲法をめぐる混乱が続いている。

こうした中、ムルスィー大統領は、11月22日、大統領権限を強化する憲法宣言を行った（内容に関しては、下記のテキストを参照）。同大統領は、次回の議会選挙が行われ、新憲法が制定されるまでの暫定的な措置だとしたが、司法界、民主活動家らが一斉に強く反発した。22日の大統領の権限強化発表以来、エジプト各地で抗議行動が拡大した。27日には、カイロのタハリール広場で大規模な抗議デモが実施された。その規模は、2011年の政変以来最大規模と報道されている。同27日、ムルスィー大統領は、最高憲法裁判所のメンバーと協議を行ったが、命令の撤回は拒否した。抗議デモは、30日の金曜日にも実施される模様である。12月2日には、最高憲法裁判所が、諮問評議会と憲法制定委員会の解散が命じる可能性もあると報道されている。各地の衝突で死傷者が出ており、27日時点で3人が死亡している。

(中島主席研究員)

ムルスィー大統領による憲法宣言の内容

第1条

旧体制において政治・行政上の地位に就いていたあらゆる者により行われた、デモ隊への非故意殺人罪、故意殺人罪、傷害罪、革命家に対するテロ犯罪について、革命保護法およびその他の法律に従って、改めて捜査および訴追を行う。

第2条

2012年6月30日の共和国大統領就任から憲法制定および新人民議会発足までの間に、共和国大統領が発出した憲法宣言、法令は、最終的かつ拘束力を有し、いかなる方法によって

も、いかなる機関の前でも、意義申し立てができない。また、これらに対する異議申し立て、執行の停止および取消は認められない。また、これら諸決定に関係するあらゆる訴訟に関しては、いかなる司法機関において審理されている訴訟も、無効となる。

第3条

検事総長は、共和国大統領の決定により、就任日から4年間の任期で司法当局関係者の中から選ばれる。検事総長には、裁判官就任に際する一般的条件が付され、また40歳以上でなければならない。本決定は、直ちに現職の検事総長に適用される。

第4条

2012年3月30日付憲法宣言第60条における「(憲法準備委員会は)6カ月以内に国家の憲法草案を準備する」という文言を「8カ月以内に国家の憲法草案を準備する」に改める。

第5条

いかなる司法機関も、シュレーラ評議会および憲法準備委員会を解散することはできない。

第6条

共和国大統領は、1月25日革命、国民の生活、国家の統一、国土の安全を脅かす危険、あるいは、国家の諸機関の任務遂行を妨げる危険が生じた場合、法律の規定に従い、同危険に立ち向かうために必要な措置を採ることができる。

第7条

本宣言は官報に掲載され、掲載日より効力が発生する。(本宣言は)共和国大統領府においてヒジュラ暦1434年ムハッラム月7日(西暦2012年11月21日)に発出された。